平成２９年（フ）第２７９０号
東京都新宿区中落合４丁目８―10―105
破産者　藤澤　綾子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７９２号
東京都品川区二葉４丁目16―２―502
破産者　折井　淑子（旧姓葛目）
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２７９９号
東京都江東区潮見１丁目28―４―301
破産者　古山　伸哉
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１０号
東京都中野区中央４丁目８―23　渡辺荘102
破産者　Ｋａ　ｄｉ　ｃａｆｆｅこと　櫻松　茂美
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８１５号
東京都小金井市貫井南町４丁目８―10―203
破産者　横山　勇人
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２９号
埼玉県川口市戸塚２丁目21―34―302
破産者　重光　孝之
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４０号
埼玉県川口市並木１丁目２―13　大内第二コープ301号
破産者　田中　哲也
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５４号
東京都西東京市富士町１丁目７―78―202
破産者　佐藤　秀幸
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８７０号
東京都荒川区南千住１丁目15―７―201
破産者　三品　貞起
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９１０号
千葉県松戸市秋山373―110
破産者　伊藤　　聡
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７７号
札幌市北区新琴似６条15丁目２番３号
破産者　東日工業株式会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１２号
仙台市青葉区上杉２丁目４番21号
破産者　株式会社エス
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５１１号
千葉県柏市豊住３丁目１番６号　コーポタナカＢ―202号
破産者　木立　進悟
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２号
千葉県松戸市新松戸４丁目23番地　ジュネパレス新松戸第14―404、住民票上の住所千葉県松戸市新松戸４丁目32番地の１　新松戸東パークハウスＣ―509
破産者　米村　　平
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７号
千葉県松戸市竹ケ花220番地の２　メゾン竹ケ花405号
破産者　坪井　雅治
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県柏市大島田91番地22
破産者　有限会社新伸工業
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４５号
千葉県柏市手賀の杜２丁目６番地16、開始決定時の住所千葉県柏市大島田91番地22
破産者　薄　小百合
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４６号
千葉県柏市手賀の杜２丁目６番地16、開始決定時の住所千葉県柏市大島田91番地22
破産者　薄　　好美
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６３２号
東京都渋谷区東２―20―13　シャトレー渋谷601Ａ、住民票上の住所東京都渋谷区本町４丁目７―２―105
破産者　天野　勝太
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６６号
東京都世田谷区世田谷４丁目14―１―202
破産者　メリーこと　中村　行紀
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７０１号
静岡県藤枝市本町２丁目３番４号
破産者　優和運輸有限会社
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部